



令和

（令和 4 年分）

収 支 報 告 書

（ ふ り が な ） にほんいしんのかいしゅうぎいんひろしまけんたいさんせんきよくしぶ

1. 政治団体の名称 日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部 /

2. 主たる事務所の所在地 広島県広島市安佐南区中須1丁目11-4 /

3. 代表者の氏名 瀬木寛親 /

4. 会計責任者の氏名 小田康治 /

事務担当者の氏名 瀬木寛親

（ 電 話 ） 9011833091

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
4910		有 無	有 無

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input checked="" type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	特定パーティー開催団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類	衆議院議員 候補者等
届出者氏名	瀬木寛親
現職	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類	衆議院議員 現職 候補者等
公職の候補者氏名	瀬木寛親 /

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

	十億	百万	千	円				
(1) 収入総額 (①+②)		6	9	0	0	0	0	0
① (前年からの繰越額)								0
② (本年の収入額)		6	9	0	0	0	0	0
(2) 支出総額		6	8	8	7	9	5	5
(3) 翌年への繰越額 (1)-(2)				1	2	0	4	5

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金 額				員 数			
	百万	千	円	人				

(2) 寄附	金 額				備考
ア 寄附の区分 (イを除く)	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (小計+イ)					

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入														
		交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地	備考	
			十億	百万	千	円								
		日本維新の会 本部		2	4	0	0	0	0	0	0	R4/2/15	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
		日本維新の会 本部		1	5	0	0	0	0	0	0	R4/4/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
		日本維新の会 本部		1	5	0	0	0	0	0	0	R4/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
		日本維新の会 本部		1	5	0	0	0	0	0	0	R4/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
		この頁の小計		6	9	0	0	0	0	0	0			
		合 計		6	9	0	0	0	0	0	0			

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額									備 考
1 経常経費											
(1) 人件費			十億		百万		千			円	
(2) 光熱水費						3	2	9	7	6	1
(3) 備品・消耗品費					1	1	5	7	2	0	0
(4) 事務所費						9	0	4	1	4	8
小 計 ((1)~(4))					2	3	9	1	1	0	9
2 政治活動費											
(1) 組織活動費						7	4	0	3	6	6
(2) 選挙関係費											0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					3	7	5	6	4	8	0
ア 機関紙誌の発行事業費											0
イ 宣伝事業費					3	7	5	6	4	8	0
ウ 政治資金パーティー開催事業費											0
エ その他の事業費											0
(4) 調査研究費											0
(5) 寄附・交付金											0
(6) その他の経費											0
小 計 ((1)~(6))					4	4	9	6	8	4	6
合 計					6	8	8	7	9	5	5

※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で()書すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分	水光熱費 (水光熱費)					
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考			
			十億		百万		千	円						
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/1/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/2/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/3/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/4/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/5/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/6/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/7/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/8/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/9/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
臨時事務所水光熱代						3	0	0	0	0	R/4/10/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
この頁の小計						3	0	0	0	0				
その他の支出						2	9	7	6	1				
合 計						3	2	9	7	6				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分	備品・消耗品費 (備品費)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
	十億	百万	千	円							
簡易ガレージ			4	8	8	1	0	R/4/4/22	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
空気清浄機			4	6	0	0	2	R/4/5/13	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
スポットクーラー			4	6	1	2	0	R4/7/15	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
加湿器			4	5	6	0	0	R4/11/1	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
石油ストーブ			4	7	6	1	0	R4/11/30	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
石油ストーブ			4	8	8	5	0	R4/12/30	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
倉庫			4	9	8	0	0	R4/1/5	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
ソファ			4	9	8	0	0	R4/3/1	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
テーブル			4	9	8	0	0	R4/3/2	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
事務机			4	9	8	0	0	R4/4/1	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
テレビ			4	9	8	0	0	R4/6/1	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
パソコン			4	8	6	6	7	R4/8/1	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘一丁目1番15号	
この頁の小計			5	8	0	6	5		※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
その他の支出							0				
合計			5	8	0	6	5	9			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費		（消耗品費）					
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円							
この頁の小計											
その他の支出					5	7	6				
合計					5	7	6				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分	事務所費 (借料損料)		
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円									
家賃					5	5	2	2	0	R4/2/8	株式会社イトウハウジング	広島県広島市安佐南区中須1丁目29-24	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/3/15	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/3/29	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/4/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/5/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/6/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/7/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/8/29	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/9/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/10/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/11/28	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
家賃					5	5	3	3	0	R4/12/27	全保連株式会社	広島県広島市中区八丁堀14-14JEI広島八丁堀ビル4F	徴難
この頁の小計					6	6	3	8	5	0			
その他の支出							4	6	2	0			
合 計					6	6	8	4	7	0			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 事務所費 (通信費)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円						
この頁の小計										
その他の支出					2	3	2	9	7	2
合計					2	3	2	9	7	2

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 事務所費 (雑費)			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円						
この頁の小計										
その他の支出						2	7	0	6	
合 計						2	7	0	6	

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	組織活動費 (旅費交通費)				
支出の目的	金額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	百	十	円							
移動費					3	2	2	0	0	R4/4/10	株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号	
移動費					3	7	2	0	0	R4/4/10	株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号	
整備費					4	4	9	0	0	R4/1/28	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
燃料・オイル					1	0	9	0	6	R4/2/21	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
整備費					4	5	3	2	0	R4/3/16	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
オイル交換					1	3	5	3	0	R4/6/10	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
燃料代					1	0	4	3	5	R4/6/10	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
燃料代					1	0	7	9	6	R4/6/27	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
バッテリー交換					7	1	5	1	1	R4/8/20	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
車検諸費用					3	2	9	8	0	R4/10/21	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
整備費					6	0	3	4	6	R4/10/21	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
燃料代					1	0	5	6	0	R4/12/8	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
燃料代					1	1	3	4	6	R4/12/20	株式会社沖野燃料	広島県広島市中区舟入本町3-25	
この頁の小計					3	9	2	0	3	0	※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
その他の支出					3	4	8	3	3	6			
合計					7	4	0	3	6	6			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	機関誌の発行その他の事業費 (宣伝事業費)		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円									
ポスター貼り代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/6/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
HP改定費			✓	1	6	5	0	0	0	R4/6/28	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8番12号	
ポスター貼り代			✓	1	9	5	0	0	0	R4/7/4	タスクル	広島県広島市南区皆実町3-9-3	
車両レンタル代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/7/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
看板・のぼり・名刺作成費			✓	2	4	7	5	0	0	R4/7/28	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8番12号	
車両レンタル代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/8/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
ポスター貼り代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/8/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
ラジオ番組運営費			✓	6	0	0	0	0	0	R4/9/1	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
車両レンタル代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/9/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
車両レンタル代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/10/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
ポスター貼り代			✓	4	0	0	0	0	0	R4/10/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
HP音源アップデート・名刺作成費			✓	2	3	1	0	0	0	R4/10/31	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8番12号	
この頁の小計			1	1	3	9	3	5	0				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分	機関誌の発行その他の事業費 (宣伝事業費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円					
車両レンタル代		✓				4	0	0	0	0	R4/11/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
HP作業一式		✓	1	3	4	4	2	0	0	0	R4/11/29	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8番12号	
車両レンタル代		✓				4	0	0	0	0	R4/12/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
ポスター貼り代					✓	4	0	0	0	0	R4/12/20	有限会社アンビシャス	広島県広島市佐伯区八幡が丘1丁目1番15号	
HP音源アップデート・年間更新費			✓			4	2	6	8	0	R4/12/26	株式会社広告通信社	広島県広島市中区中町8番12号	
この頁の小計						1	5	0	6	8	8	0		
その他の支出									4	4	0	0		
合 計						3	7	5	6	4	8	0		

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	


(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和  年 | 月 13 日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部

会計責任者の氏名 小田康治

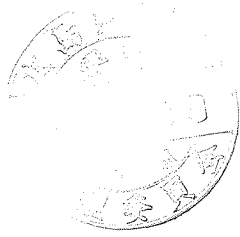


代表者の氏名
(解散時のみ)



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。



政治資金監査報告書

令和 6 年 1 月 13 日

日本維新の会衆議院広島県第 3 選挙区支部

代表 瀬木寛親 殿

登録政治資金監査人

松浦辰行

登録番号

第 4465 号

研修修了年月日

平成 25 年 9 月 4 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会衆議院広島県第 3 選挙区支部の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院広島県第 3 選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計等簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院広島県第 3 選挙区支部と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実は無い。

以 上